令和五年九月十二日

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所 ○保安林の指定をする予定である旨通知があった件 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

報

○落札者を決定した件

○肥料の検査の結果の概要を公表する件

県

公

福島県警察本部

○一般競争入札を行う件

福島県選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島 県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告

福

示する件

告 示

福島県告示第五百六十八号

規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九の変更の届出に係り法第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五条第一項 報室に備え置いて縦覧に供する。 島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情 月十二日から同年十月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条

2

<u></u>

<u></u>

盟〇

四四四

指定の目的 東白川郡棚倉町大字漆草字中折戸

指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

띮

1 主伐は、択伐による。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 棚倉町森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、 省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

森林保全課

福島県告示第五百七十号

三十条の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相 手

福島県知事 内 堀 雅 雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

みやぎ生活協同組合ふくしま笹谷店 福島県福島市笹谷字中谷地十四

法第八条第一項の規定により福島市から徴収した意見の概要

民の生活環境に影響が生じることが無いよう、以下の点に留意すること。 開店時刻が早まり駐車場を利用することができる時間帯が拡大することで、 周 辺住

荷捌きや車両のドアの開閉等により生じる騒音に、十分配慮すること。

囲の住居から距離を確保するなど、十分に配慮すること 始業前の深夜・早朝にトラック等の車両を待機させる場合には、駐車位置を周

境を脅かすことの無いよう、注意喚起に努めること。 来店客の車のアイドリング音、空ぶかし、カーステレオ等が周辺住民の生活環

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

三

意見書の提出なし

3

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十九号

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のように保

令和五年九月十二日

福島県知事 内 堀

雅

雄

保安林予定森林の所在場所

四〇

福

令和五年九月十二日

福島県知事内 堀 雅 雄

所在の不分明な者の氏名

林太郎 古松平古 渡部勝藏 渡部鉄太郎 渡部八百吉 平山市四郎 平山吉 村松卯太郎 村松平吉 渡部勝藏 渡部鉄太郎 渡部八百吉 平山市四郎 平山山静夫 横山礼子 鈴木真次郎 佐藤幸雄 龍川恒市 龍川庄吉 佐藤仁三郎 星仙遠藤久太郎 横山宗吉 龍川孝 龍川正義 星巧一 龍川貞夫 星利夫 星長 横

- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ
- 百七十四号)によること。の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和五年福島県告示第四2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林
- と。 り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこり、当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

(森林保全課

Ä

告

公

令和五年九月十二日の規定により、令和五年六月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。の規定により、令和五年六月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項公告第百七十九号

福島県知事 内 堀 雅

雄

令和5年6月分

(特殊肥料)

堆肥	特殊肥料の指定名	
株式会社	特殊肥料 生産業者、 の指定名 輸入業者又 は販売業者	
会社 牛肥1号	届出名(及び商品名)	
1.5	TN (%)	
1.5 1.8 2.1	TP (%)	
2.1	検 査 TK (%)	
-	後 査 の TK TCu (%) (mg/ kg)	
-	結果TZn C/N 水分(mg/ (%)kg)	
15	n C/N	
50.1	水分(%)	
	華巻	

#肥 株式会社 ロッセ農場 #肥 猪苗代町	水野農場
株式会社 ロッセ農場 諸苗代町	水野農場
株式会社 豚糞発酵堆 1.9 8.1 1.5 587 2,126 10 44.8 ロッセ農場 肥 猪苗代町 未来の夢た 1.0 1.0 1.2 17 48.4	
1.9	
8.1	
1.5	
587	
2,126	
10	
10 44.8 17 48.4	

主成分の略号は次のとおりである。

Ä

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量

貝化石粉末	担定石	特殊肥料の		
八幡礦業株式会社	(4败万亿米·日	生産業者、輸入業者又は販売業を		
ミネグリーン	届 出 名 (及び商品名)			
2.1	TCaO (%)	検査の		
0.9	TMgO (%)	検査の結果		
		備		
		茶		

主成分の略号は次のとおりである。 TCaO-石灰全量、TMgO-苦土全量

(農業総合センター)

公告第180号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年9月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量動物用焼却炉 一式

令和5年9月12日 火曜日

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 令和5年8月23日
- 4 落札者の氏名及び住所 インシナー工業株式会社 東京都大田区大森北一丁目12番5号
- 5 落札金額 38,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 令和5年7月11日

(入札用度課)

福島県警察本郊

福島県警察本部公告第73号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許業務端末機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年9月12日

福島県警察本部長 若 田 英

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 運転免許業務端末機器等 一式 (機器の搬入・据付け、ソフトウェアのインストール・設定、動作確認、試験、機器の保守・撤去等を含む。)
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 令和6年11月1日から令和11年10月31日まで
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、 販売し、又は相当期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年10月10日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵 便 番 号 960-8686 福島 県 福島 市 杉 妻 町 5 番 75号

福島県警察本部警務部会計課

電 話 024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和5年9月12日(火)から同年10月30日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同年9月18日及び同年10月9日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 令和5年10月31日(火)午前11時
 - (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年 10月30日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: Computer Terminal Equipment, etc. for Driver's License Duties 1 set (including carry-in and installation of equipment and software, installing and setting of software, operation check, practical test, maintenance and removal of equipment, etc.)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 31 October 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 30 October 2023
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

福

島

市

七六、

八六五

田

村 市

田

村

郡

ţ

一〇九

選

挙

X

選

挙

区

福 島 県選挙管 理委員 会

福島県選挙管理委員会告示第五十五号

に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十 数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算しての総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た 乗じて得た数とを合算して得た数) 数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える 権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっ 得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙 数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た (昭和二十二年法律第六十七号) は、 令和五年九月一日現在において、 第七十四条第一項及び第七十五条第一 次のとおりで 第八十

令和五年九月十二日

福

福島県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 俊 博

場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数| 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万 万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十 乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八 を乗じて得た数と四十万に三分の 合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、八九六 一を乗じて得た数とを合算して得た数 二九三、〇九六

ĺ	_	-	相	喜	須	白	6.3	郡	会
	Z	k	相馬市相馬郡新地町	多方	賀川	河市	ゎ		津
	松		馬那	市	市	西		山	若
			新	耶麻	岩瀬	白河	き		松
	Ī	Ħ	町	郡	郡	郡	市	市	市
	一四、八四八		<u></u>	九	二五、八七六	一九	八七、	八九、	三二、〇六三
				八四一	八十	九三〇	七五四		<u> </u>
			Ö	<u> </u>	갂	Ö	型		三
	双	石	東	大	河	南	本	伊	南相
			白			会	宮土	達士	南相馬市相馬郡飯舘村
	葉	JII		沼	沼		市安	市伊	相馬
			JII			津	達	達	郡飯
	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	韶村
	六	$\overline{\circ}$	八、	六	Ŧį,	六	一〇、七五〇	五	八八
	一六、七八三	Бі. О Бі.		六、七八六	九二二	六、八八八八	七	七五八	
	그	→	四五五	八六		八八八	<u></u>	<u>九</u> 八	一六二

リサイクル適性®

【定価

1 箇月 3,560円】

県 発行者 福 島 印刷所 株式会社 第 印 刷